

憲法9条「加憲論」を問う



講師 川上 詩朗 弁護士

(日弁連憲法問題対策本部事務局長)

講師プロフィール

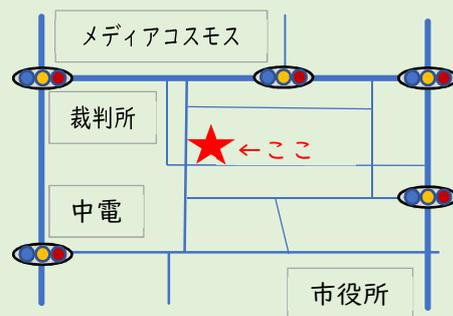
1958年、北海道生まれ。立教大学卒。東京弁護士会所属。
日弁連憲法問題対策本部事務局長、日弁連人権擁護委員会副委員長。

3/20(火) 18時~20時

岐阜県弁護士会館 3階 岐弁ホール

(岐阜市端詰町22番地 岐阜市役所前又は裁判所前バス停下車 徒歩5分)

※駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。



憲法「改正」をめぐる動きが本格化しようとしています。その中で浮上している議論の一つが憲法9条の「加憲論」です。「加憲論」について、ともに考えてみませんか？



第2章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。